

福岡医発第 3470 号（地）
令和 4 年 3 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の医療支援について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する診療体制については、令和 3 年 6 月 22 日付福岡医発第 913 号（地）等にてご連絡しているところです。

今般、福岡県保健医療介護部より、オミクロン株の感染拡大に伴い、高齢者施設でのクラスターも数多く発生しており、無症状又は軽症の施設入所者は、施設内で療養していただいていることから、こうした高齢者が施設で安心して療養できるよう、県域に所在する高齢者施設からの依頼を受け、県が往診可能な医療機関を調整し、高齢者施設より往診の要請を受けた医療機関が往診する体制を整備することとし、自宅療養者への往診可能とした県域の医療機関（96 か所）に対して、別添のとおり協力依頼を発出した旨、連絡がありました。

詳細については、別添実施要領等をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会 長 島田昇二郎

公印省略

3 疾病第 14078 号
令和 4 年 3 月 7 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の医療支援について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、オミクロン株の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症患者のうち高齢者の占める割合が増加し、高齢者施設でのクラスターも数多く発生しています。このため、無症状又は軽症施設入所者については、施設内で療養していただくことが生じているところ です。

こうした高齢者が施設で安心して療養できるように、高齢者施設の嘱託医や協力医療機関等による対応が困難な場合に備え、新型コロナウイルス感染症患者が発生した高齢者施設の斡旋依頼を受け、県が往診可能な医療機関を調整する体制を整備することといたしました。

このため、事前の意向調査において往診可能と回答いただいた医療機関に対し、別添のとおり、今後、高齢者施設からの斡旋依頼があった際の対応について、御協力いただくようお願いしております。

なお、県の調整に応じて、往診での診療を行っていただいた医療機関には、特別給付金による支援を行うこととしております。

貴会におかれましても、医療支援体制の強化について、引き続き御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

公印省略

3 疾病第 14078 号
令和 4 年 3 月 7 日

関係医療機関の管理者 殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の医療支援について(依頼)

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴院におかれましては、昨年県が実施しました意向調査の際、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への往診可能な医療機関として御回答いただいております。必要に応じて御対応いただいておりますところですので。

さて、オミクロン株の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症患者のうち高齢者の占める割合が増加し、高齢者施設でのクラスターも数多く発生しています。このため、無症状又は軽症施設入所者については、施設内で療養していただくことが生じているところですので。

こうした高齢者が施設で安心して療養できるように、高齢者施設の嘱託医や協力医療機関等による対応が困難な場合に備え、新型コロナウイルス感染症患者が発生した高齢者施設の斡旋依頼を受け、県が往診可能な医療機関を調整する体制を整備することといたしました。

つきましては、今後、高齢者施設からの斡旋依頼があった場合に、往診への協力について御対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、県の調整に応じて、往診での診療を行っていただいた場合には、下記のとおり特別給付金を定めましたので申し添えます。

記

- 1 往診対象とする施設
新型コロナウイルス感染症患者在療養する高齢者施設
- 2 診療対象者
高齢者施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者在感染症に関する診療を必要とする高齢者

3 診療形態 往診

4 特別給付金の概要

県の調整に応じて、往診での診療を行っていただく医療機関を支援するための給付金

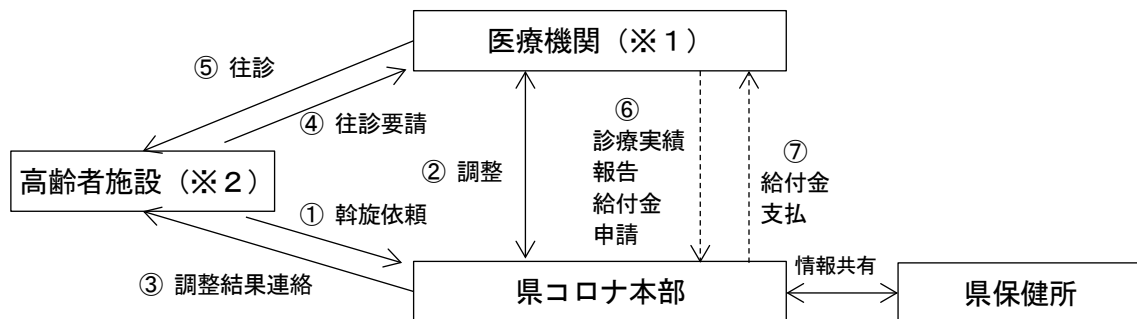
(1) 交付の対象（交付要領第3条）

県の調整に応じて高齢者施設に入所している新型コロナウイルス感染症患者に対し往診により診療を行った医療機関

往診：50,000円／1回

加算：1回の往診で複数人を診療する場合は、2人目以降、20,000円／人を加算

(2) 事業スキーム



※1：自宅療養者等への往診可能な医療機関

※2：高齢者施設（有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、グループホーム等）

(3) その他

感染状況が落ち着いた段階においては、保健所において医療機関の調整を行う。

5 添付資料

(1) 福岡県新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の往診実施要領（別添1）

(2) 福岡県新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の往診に関する特別給付金交付要領（別添2）

(3) 高齢者施設向け案内リーフレット（別添3）

6 問合せ先

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 宿泊療養班

電話：092-643-3343 FAX：092-643-3698

メール：corona-srs001@pref.fukuoka.lg.jp

以上

高齢者施設からの往診依頼票

(別紙)

依頼日 年 月 日 時 対応者
(県コロナ本部)

施設名			担当者名	
施設住所				
電話番号		FAX		

フリガナ			部屋番号	
患者氏名				
生年月日	M・T・S・H	年	月	日 () 才
かかりつけ医				
基礎疾患	☐ なし ☐ 心疾患 () ☐ 高血圧 ☐ 呼吸器系疾患 () ☐ 糖尿病 ☐ 脳血管疾患 () ☐ 認知症 ☐ その他 ()			
内服薬				
BMI	BMI:	身長:	cm	体重: kg
要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5			
発症日	年 月 日			
最終バイタル等 (:)	体温 (T) = °C (昨日の体温 (T) = °C) 血圧 (Bp) = / mmHg 脈拍 (P) = 回/分 呼吸数 (R) = 回/分 SpO2 = % (酸素 L/分) 咳 : 咳はない ・ 時々咳をする ・ しばしば咳をする ・ 咳が数時間続く 呼吸苦 : なし ・ 動くとき息苦しい ・ 時々息苦しい ・ 常に息苦しい 下痢 : なし ・ 3回/日以下 ・ 4回/日以上 ・ 4回/日以上が続く 嘔吐 : 吐き気なし ・ 吐き気がある ・ 嘔吐した 食欲低下 : 普通にある ・ 半分以下 ・ 食事は取れていない 水分摂取量 : ml/日			
経過	昨日との比較 : 昨日より改善 ・ 昨日と変わりなし ・ 昨日に比し悪化 			

(医療機関調整結果)

医療機関名 : 担当医 :
連絡先 :

福岡県新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の往診実施要領

1 目的

高齢者施設に入所している新型コロナウイルス感染症患者について、当該高齢者施設の斡旋依頼を受けて、県が往診での診療を行う医療機関の調整を行い、施設において安心して療養できる環境を整えるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に資することを目的とする。

2 往診対象者

新型コロナウイルス感染症患者のうち、高齢者施設で療養を行っている者で、医師による往診を必要とする者。

ただし、当該高齢者施設嘱託医又は協力医療機関等による対応が可能な場合を除く。

3 対象期間

特別給付金は、本要綱施行後の診療を対象とし、予算の定めるところによるものとする。

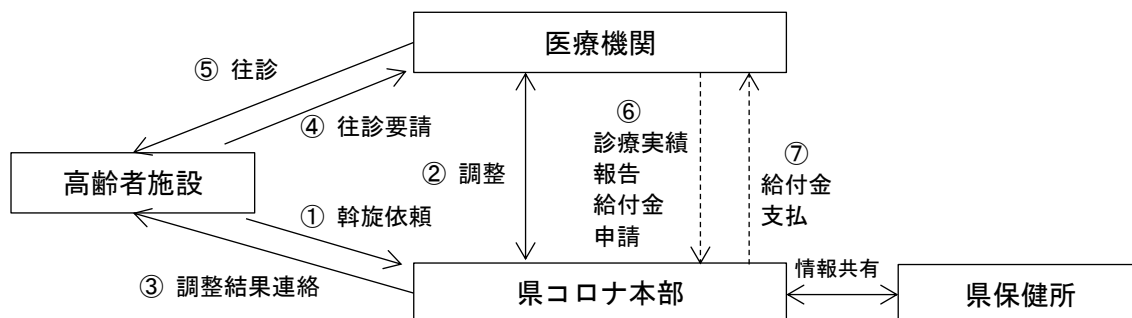
ただし、この期間中にあっても、新型コロナウイルス感染症が感染症法第6条第7項に定める「新型インフルエンザ等感染症」に該当しなくなった場合には、この該当しなくなった日の前日までを対象期間とする。

4 実施内容

高齢者施設において、新型コロナウイルス感染により何らかの症状が出現し医師による診療が必要と判断した場合、県は、高齢者施設の斡旋依頼を受け、往診可能な医療機関と調整し、施設からの要請を受けた医療機関は往診での診療を行う。

ただし、当該高齢者施設の嘱託医又は協力医療機関等による対応が可能な場合を除く。

(1) フローシート



(2) 医療機関調整の流れ

- ① 高齢者施設は、当該施設の嘱託医又は協力医療機関等による対応が困難な場合に、(別紙) 往診依頼票の内容を添えて県コロナ本部に往診可能な医療機関の斡旋を依頼する
- ② 県コロナ本部は、往診依頼票により往診の可否について医療機関と調整する
- ③ 県コロナ本部が、医療機関との調整結果を高齢者施設に連絡する
- ④ 高齢者施設は、医療機関に往診を要請する
- ⑤ 医療機関は、高齢者施設の要請を受けて、施設に往診する
- ⑥ 医療機関は、福岡県新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の往診に関する特別給付金交付要領（以下、「交付要領」）第4条の定めに従い、交付要領様式第1号（特別給付金請求書）、様式第2号（診療実績報告書）により、診療実績の報告と特別給付金の請求を行う
- ⑦ 県コロナ本部は、医療機関からの請求に基づき、特別給付金交付の決定を行い往診に係る特別給付金を支払う

5 その他

「往診での診療を行う医療機関の調整」の事務は、福岡県保健医療介護部新型コロナウイルス感染症対策本部事務局宿泊療養施設班において処理する。

なお、感染状況が落ち着いた段階においては、保健所において医療機関の調整を行う。

附 則

この要領は、令和4年3月7日から施行する。

福岡県新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の往診に関する
特別給付金交付要領

(趣旨)

第1条 高齢者施設に入所している新型コロナウイルス感染症患者に対し、県の調整により、施設へ往診を行う医療機関に対して支給する特別給付金（以下、「給付金」という。）については、予算の範囲内において支給するものとし、その給付金交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 高齢者施設に入所している新型コロナウイルス感染症患者に対し、県の調整により、施設へ往診を行う医療機関に対し給付金を支給することにより、実施医療機関を支援し、もって、施設において安心して療養できる環境を整えるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 県の調整より高齢者施設に入所している新型コロナウイルス感染症患者に対し往診により診療を行った医療機関を対象とし、次に掲げる額を支給する。

一 往診1回あたり5万円

二 1回の往診で複数人を診療する場合は、2人目以降、2万円を加算

2 前項に掲げる医療機関のうち、当該高齢者施設の嘱託医又は協力医療機関が対応する場合は対象としない。

(請求手続)

第4条 給付金の請求は、医療機関が、様式第1号による請求書に、様式第2号による診療実績報告書を添えて、別に定める日までに県に提出して行うものとする。

(給付金交付の決定)

第5条 県は、前条の請求があったときは、当該請求に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該請求に係る給付金の支給が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、請求の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、県が支給すべきものと認めたときは、速やかに給付金交付の決定をするものとする。

2 県は、前項の場合において必要があるときは、給付金の請求に係る事項につき修正を加えて給付金交付の決定をすることがある。

3 県は、前2項に定める給付金交付の決定とあわせて、支給すべき給付金の額を確定し、医療機関に通知するものとする。

(給付金交付の条件)

第6条 給付金交付の決定には、証拠書類の保管等に関し、必要な条件を付すものとする。

(精算払い)

第7条 県は、第5条第3項の規定により確定した給付金の額について、当該給付金交付の決定を受けた医療機関から事前に申出のあった金融機関へ口座振替の方法により、精算払いをするものとする。

(その他)

第8条 特別の事情により、第4条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ県の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月7日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

福岡県新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の往診に関する
特別給付金請求書

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

（申請者）
医療機関名
代表者氏名
担当部署・氏名
電話番号

標記の費用として、福岡県新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の往診に関する特別給付金交付要領第 4 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 添付書類

- （1）診療実績報告書（様式第 2 号）
- （2）その他参考となる書類

以上

様式第2号（第4条関係）

福岡県新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設の往診に関する診療実績報告書

年 月 日

（報告者）

医療機関名			
往診医氏名		電話番号	

（訪問先情報）

施設名		施設住所	
-----	--	------	--

（患者情報）

番号	診療日	姓 (カタカナ)	名 (カタカナ)	性別	生年月日	患者住所	処置の内容

新型コロナウイルス感染症患者在療養中の高齢者施設に 往診可能な医療機関を紹介します

- このような時に御利用ください -

- ✓ 発熱が数日続いている、食事や水分がとれないといった状態が続いている
- ✓ 訪問看護や電話相談等により医師の診察が必要とされた
- ✓ 施設の嘱託医や協力医療機関等の医師による対応がとれない
- ⚠ 緊急性の高い症状がみられたときは、管轄の保健所に連絡してください

1 往診対象者

- 新型コロナウイルス感染症患者のうち、高齢者施設（北九州市、福岡市、久留米市を除く）で療養を行っており、医師による往診を必要とする方
- ⚠ 嘱託医又は協力医療機関等による対応が可能な場合は御利用いただけません
- ⚠ 県による療養の認定前又は解除後の方は対象となりません
- ⚠ 新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療（歯科診療など）や感染していなかったとしても実施する医療のためには御利用いただけません

2 往診に係る費用

- 県が認定した療養期間中に受けた新型コロナウイルス感染症に係る医療の自己負担額は公費負担となります

【次のような場合は入所者に自己負担が発生します！】

- ⚠ 県による療養の認定前又は解除後の方は公費負担の対象となりません
- ⚠ 新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療（歯科診療など）や感染していなかったとしても実施したであろう医療は公費負担の対象となりません

3 申込方法

- 先ずはお電話による連絡をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策本部 宿泊療養班

☎ 092-643-3343

【受付時間】 平日9：00～17：00（土日祝日は受付をしていません）

- 状況を把握するため、裏面の往診依頼票を御利用ください

メール： corona-srs001@pref.fukuoka.lg.jp

FAX ： 092-643-3698

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
宿泊療養班 宛

- 往診依頼票 -

施設名			担当者名	
施設住所				
電話番号		FAX		
フリガナ				部屋番号
患者氏名				
生年月日	M・T・S・H	年	月	日（ ）才
かかりつけ医				
基礎疾患	☐ なし ☐ 心疾患（ ） ☐ 高血圧 ☐ 呼吸器系疾患（ ） ☐ 糖尿病 ☐ 脳血管疾患（ ） ☐ 認知症 ☐ その他（ ）			
内服薬				
BMI	BMI:	身長:	cm	体重: kg
要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5			
発症日	年 月 日			
最終バイタル等 (:)	体温 (T) = °C (昨日の体温 (T) = °C) 血圧 (Bp) = / mmHg 脈拍 (P) = 回/分 呼吸数 (R) = 回/分 SpO2 = % (酸素 L/分) 咳 : 咳はない ・ 時々咳をする ・ しばしば咳をする ・ 咳が数時間続く 呼吸苦 : なし ・ 動くとき息苦しい ・ 時々息苦しい ・ 常に息苦しい 下痢 : なし ・ 3回/日以下 ・ 4回/日以上 ・ 4回/日以上が続く 嘔吐 : 吐き気なし ・ 吐き気がある ・ 嘔吐した 食欲低下 : 普通にある ・ 半分以下 ・ 食事は取れていない 水分摂取量 : mL/日			
経過	昨日との比較 : 昨日より改善 ・ 昨日と変わりなし ・ 昨日に比し悪化 			

(医療機関調整結果)

医療機関名：

担当医：

連絡先 :